

誤認逮捕で「認めたら終わる話」は警察の常套用語であるようだ

テレビドラマなどで、痴漢冤罪のシーンが出てくるが、「認めればすぐに釈放」との甘言を弄して警察は自白を強要する。また、ドラマでは、弁護士からも「認めれば世間にこのことは知られることはなく、あなたの社会的地位は傷つかない」との絵にかいたようなセリフが横行する。痴漢冤罪のようなやった・やらないの水かけ論では白黒がつけにくく、その結果、容疑者が自白するまでこの水かけ論争が続くことになる。「疑わしきは被告の有利」は裁判における基本的立ち位置であり、これは警察での取り調べにおける基本原則ではないということだ。

記事にある「認めたら終わる話」はいったい何が終わるのか？取り調べが終わり一旦は楽になるということだろう。しかし、その後を考えると「やってもいないことをやったと認める」などはとんでもないことだ。「認めたら人生が終わる」話にもつながりかねない。私たちが周囲の人に同じことをすると恐喝で警察のご厄介になることになるだろうが、警察ではこれが許される。これが職権と言うものだろう。

この強力な職権を乱用することで日本の警察機構は成り立ってきたのだろうが、今取り入れられつつある取り調べの可視化が冤罪の発生を食い止めることを期待する。

それにしても、痴漢冤罪の「訴えられたらほぼ有罪」にはどう対処していくことになるのだろうか。「被害者の証言のみが証拠である」という証拠の位置づけをどう考えていくべきなのか？こちらは難しい問題である。

神戸新聞
2019.8.2

取り調べ「認めたら終わる話」
誤認逮捕、女子大生が手記
愛媛

愛媛県警が7月、20代の女子大生を誤認逮捕した問題があり、女性の代理人弁護士が1日、松山市で記者会見し、女性の手記を公表した。取り調べの際、捜査員が就職活動への影響を示唆し、「君が認めたら終わる話」などと自白を迫っていたとしている。

手記によると、女性は一貫して容疑を否認。「本当の犯人を捕まえてください」と訴えても、捜査員は「犯人なら目の前にいるけど」と女性を容疑者と決め付けていたという。さらに、「就職も決まってるなら大ごとにしたくないよね」「認めないと終わらないよ」などと自白を強要されたと主張。県警に対し、「どのような指導を行い再発防止に努めるのか具体的に公表してほしい」と訴えた。

松山東署は1月9日にタクシー内から現金約5万4千円などを盗んだ疑いで7月8日に女性を逮捕。勾留請求が認められず、女性は同10日に釈放された。その後の再捜査で、別の若い女性が容疑者として浮上り、誤認逮捕が判明した。

県警の松下整本部長は1日、取材に応じ「手記を見て改めて、大変申し訳ないことをしたと痛感した」と述べた。